

熊谷市同和行政基本方針

令和5年3月

目 次

I	基本方針改正の趣旨	1
II	これまでの成果と課題	1
III	同和行政の基本認識	3
IV	今後の同和行政の基本的方向	4
	1 基本方針	4
	2 個別分野の方針	4
V	推進体制	7
	1 審議機関	7
	2 庁内組織	7
	3 広域組織	7
	4 基本方針の見直し	7

I 基本方針改正の趣旨

「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」という同和対策審議会答申を受け、1969（昭和44）年7月に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、数次の法の変遷を経て、同和問題の解決のため諸施策が講じられてきましたが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）が、2002（平成14）年3月末をもって失効し、国の特別措置法をよりどころとしていた同和行政は、大きな転換期を迎えました。

このような中、熊谷市、大里町、妻沼町、江南町は、「同和問題は、憲法で定める基本的人権にかかわる重要な問題であり、特別措置法終了後も引き続き残された課題解決に向け、積極的に必要な施策を講じる必要がある。」という認識の下、2003（平成15）年3月に「人権・同和行政基本方針」又は「同和行政基本方針」をそれぞれ策定し、諸施策を推進してきました。

さらに、熊谷市、大里町、妻沼町が2005（平成17）年10月に合併し、「新熊谷市」として旧市町の基本方針を統合し、引き続き同和問題の解決を早期に図るため改めて熊谷市同和行政基本方針を策定しました。

その後、2006（平成18）年3月に一部改正、2007（平成19）年2月には江南町の編入に伴い、江南町同和行政基本方針を廃し、統合するとともに一部を改正、さらに2013（平成25）年4月に当時の社会情勢の変化に対応するため一部を改正しました。

また、2016（平成28）年12月には、現在もなお部落差別が存在するとして、部落差別のない社会を実現するために、国及び地方公共団体の責務を明確にした「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行され、さらに2022（令和4）年7月には、図書等の公表や流布、インターネットを利用した情報の提供、結婚や就職に際しての身元調査、土地建物等取引対象から除外するための調査など部落差別の禁止事項を明確にした「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」（以下「埼玉県部落差別解消推進条例」という。）が施行されました。

このような状況の中、今回、2013（平成25）年4月の基本方針の改正から10年が経過し、この間の社会情勢の変化や、2022（令和4）年3月に改定された埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）と、これまでの同和行政の取組の成果や課題を踏まえて、改正を行いました。

II これまでの成果と課題

本市においては、同和問題の早期解決を市政の重要課題と位置付け、国、県の補助金を活用しながら諸施策を実施してきました。

各分野を個別に総括すると、初めに生活環境の改善を初めとする物的事業については、

道路整備、排水路整備、児童公園整備及び上水道整備等により一定程度の成果を上げてきました。これによって、生活環境の格差が差別を生む状況は、ほぼ解消されており、心理的差別の解消にも一定の効果をもたらしました。

今後も整備未了の箇所を含め、引き続き環境改善対策を推進していく必要があります。

また、住宅対策では住宅新築・改修資金の貸付が行われ、住宅の改善は進みましたが、貸付金の償還が滞っているケースがあり、引き続き償還指導を行っていく必要があります。

次に、教育・啓発事業については、教職員研修、児童生徒教育、市民啓発等様々な手法を用いた各種施策を実施してきました。また、集会所（19箇所）及び隣保館（1箇所）を建設し、教育文化の向上と周辺地域住民との交流活動が図られました。

このように差別解消に向け各種の施策に取り組んできましたが、現在においても同和問題に対する差別意識は、様々な差別事象や、戸籍の不正取得、不適切な身元調査等を引き起こす原因となっています。

2021（令和3）年度に市内に居住する成人を対象に実施した「人権に関する意識調査」では、部落差別解消推進法を「知らない」と回答した人が58.4%、結婚や就職時の身元調査を「当然のこと」「ある程度は仕方がない」と回答した人が61.6%、住宅や生活環境を選ぶ際に同和地区を「避ける」「どちらかといえば避ける」と回答した人が39.3%であることから、同和問題に関する正しい認識を持てるよう人権教育・啓発を推進していく必要があります。

また、身元調査、同和地区の土地建物調査に関しては、戸籍等の不正取得を防止するための「事前登録型本人通知制度」への利用・登録や宅地建物取引人権ガイドライン（※1）の周知を図るなど啓発活動を今後も継続的に行っていく必要があります。

次に、社会福祉の増進については、人権保育所の建設運営により乳幼児の健全育成及び保護者の子育て意識の向上を図るとともに、保護者の就労支援が促進されました。

今後も人権保育を通して、子どもたちが将来にわたって思いやりと協調性にとみ、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重し合えるような人間としての資質を養うことが必要です。

次に、産業対策については、農道整備、かんがい排水、共同園芸施設などに国・県の補助事業を積極的に導入し、農業の基盤整備と近代化を図ってきました。

しかし、昨今の農業を取り巻く環境は、安価な輸入農産物の流通や生産コストが上昇し農業所得が減少していることなどから、後継者不足と農業従事者の高齢化が深刻な状況にあります。

また、商工業にあっても、中小企業者に対して市の中小企業融資制度により育成に寄与してきましたが、長引く景気低迷の影響を受け、総じて厳しい状況です。

このことから、今後も、経営相談や融資制度、技能取得などの情報提供を充実する必要があります。

次に、近年では、インターネット上で、同和地区の所在地や写真掲載など、差別や偏見を助長する書き込みが多くなっていることから、インターネット差別書き込みモニタリング事業を実施しており、引き続き差別書き込みへの対応に取り組んでいく必要があります。

(※1) 宅地建物取引業に携わる皆さんへ～宅地建物取引における人権問題について～(埼玉県、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部)

Ⅲ 同和行政の基本認識

日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定しています。

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題です。その早急な解決こそ国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民的課題です。

本市においても、こうした基本認識の下に、同和問題の解決を市政の重要課題として位置付け取り組んできた結果、同和地区内外の諸格差は大きく是正され、人権尊重意識も一定の広がりを持つなどの成果を上げてきました。

しかしながら、いまだに差別意識が存在するなど、教育・啓発などの分野で課題が残されている状況です。

2002（平成14）年3月末をもって地対財特法は失効し、特別措置法に基づく同和对策が終了しましたが、2000（平成12）年12月には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、2002（平成14）年3月には、人権教育・啓発に関する基本計画が策定されました。さらに2016（平成28）年12月には、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に、部落差別解消推進法が施行されました。

また、2002（平成14）年3月に策定された埼玉県人権施策推進指針が2012（平成24）年3月及び2022（令和4）年3月に改定され、引き続き同和問題を重要な人権課題として施策を積極的に取り組んでいくことが明示されています。

さらに2022（令和4）年7月に埼玉県部落差別解消推進条例が施行され、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することとしています。

こうした経緯からも、引き続き同和問題の早期解決に向けて、同和問題の固有の経緯等を十分に認識し、あらゆる差別の解消につなげていけるよう広がりを持って、さらに国際的な人権尊重の潮流、国内における人権尊重社会の実現に向けての取組などを踏まえて、積極的に施策を推進していくことが求められています。

IV 今後の同和行政の基本的方向

1 基本方針

本市は、同和問題を人権問題という本質から捉え、これまでの同和問題解決への取組をあらゆる人権問題の解決に広げていく視点をもって、真に人権が尊重されるまちづくりを目指します。

(1) 同和行政の位置付け

同和問題を人権問題という本質から捉え、人権行政の重要な柱として位置付けて取り組むに当たり、その解決は、全市民的課題であることを再認識し、行政はもとより市民一人一人が同和問題を正しく理解し、認識を深めるとともに、行政、市民、民間運動団体等が果たすべき役割を明確にし、それぞれの役割を遂行する中で相互に連携し、同和問題の解決に取り組みます。

(2) 教育・啓発を中心にした取組

同和問題に関する差別意識の解消のために教育・啓発の果たす役割は極めて重要です。

今後においても、引き続き同和問題についての正しい理解と認識を深めるための同和教育及び啓発を推進するとともに、個人の基本的人権の尊重という普遍的視点からの教育及び啓発も併せて推進することにより、人権意識の高揚を図り、様々な差別意識の解消に広がっていきます。

また、これまでの成果を覆す、「えせ同和行為(※2)」については、関係機関と連携を図りながら、市民への啓発を研究し、排除に向けた対策を一層推進します。

(※2) 企業や行政機関等に対して、同和問題を口実として行われる不法、不当な行為や要求をすること。

(3) 法・条例を踏まえた取組

部落差別解消推進法及び埼玉県部落差別解消推進条例を踏まえ、国及び県等と連携を図りながら、情報化の進展に伴う状況の変化や地域の実情に応じた施策に取り組むとともに、相談体制の充実や実態の把握に努めます。

2 個別分野の方針

前述の基本方針のもと、同和行政の個別分野の方針は、次のとおりとします。

(1) 教育・啓発の充実

① 学校教育

これまで、学校における同和教育においては同和問題の解決を目指し、差別をなくす生き方のできる児童生徒の育成に取り組んできました。そのためには、児童生徒に同和問題に対する正しい理解と認識を持たせるとともに、これらを支える正しい人権感覚を身に付けさせることが大切であると考え、同和問題だけでなく、子ども、女性及び障害者など様々な人権問題にも取り組んできました。

今後も、同和教育は、これまでの実践を通して積み上げられてきた成果を踏ま

え、人権教育の中で、発展的な再構築を図っていきます。その際には、同和問題を人権教育の重要な柱として位置付け、全ての人の基本的人権を尊重する生き方のできる児童生徒の育成を目指していきます。

- ア 人権教育全体計画及び年間指導計画の中に同和問題を位置付ける。
- イ 教職員の人権感覚や指導力の向上を図るため、研修の充実に努める。
- ウ 児童生徒の人権についての正しい理解が、日常生活における態度や行動に結びつくよう、指導法の工夫改善を図る。

② 社会教育

社会教育における人権教育及び啓発は、学校及び地域の実情を十分把握し、学校教育と社会教育の密接な連携を図っていかねばなりません。

人権を尊重する教育は、学校における人権教育の成果をさらに確かなものとするため生涯にわたって推進し、同和問題を人権教育の重要な柱に位置付け、人権問題解決のための教育及び啓発の実践に努めます。

そのため、市民一人一人が同和問題を初めとする様々な人権問題に関する正しい理解と認識が深められ、人権問題の解消を自らの課題として実践できるよう人権教育の着実な推進を図らなければなりません。

具体的には、集会所指導事業の充実に努めるとともに、公民館や各種団体及び企業に対し、同和問題を中心とした人権問題の正しい理解と、人権意識の高揚を図るための研修を積極的に実施していきます。研修に当たっては、各種関係機関、団体、企業との連携を密にしていきます。

- ア 市民に人権に関する各種学習機会を提供するとともに、自主的参加が得られるような研修、講座等の学習内容・形態の工夫改善を図る。
- イ 企業、市職員を対象とした人権・同和問題啓発研修を行う。
- ウ 人権尊重のまちづくりに取り組む地域指導者の養成に努める。

③ 啓発活動

人権啓発イベントの開催、啓発冊子の作成・配布などによる市民や事業者への意識啓発とともに、身元調査に係る戸籍等不正取得の防止のため事前登録型本人通知制度の拡充や同和地区の土地建物調査に関する宅地建物取引人権ガイドラインの周知に努めます。

(2) 地域交流の促進

地域住民の交流を促進することにより、相互理解を深め、真にお互いの人権が尊重される地域社会づくりを目指します。

① 集会所活動等の充実

集会所及び隣保館を拠点とした活動の充実により、地域住民の教育文化向上や周辺地域住民との交流をさらに促進し、同和教育及び社会教育の推進を図ります。

② 人権フェスティバル

地域文化活動の活性化を図り、さらに交流促進を充実させるため、人権フェスティバルの開催に取り組みます。

(3) 人権に関わる相談、救済及び自立支援

真に相談、救済及び自立支援が必要とされる人々に、個々にきめ細かく対応することが重要であり、人権に関わる相談体制、救済及び自立支援について、国の政策動向等にも注目しながら、本市としての対応の在り方を研究していきます。

① 相談

生活相談員による相談を実施し、地域住民の人権に関わる相談や生活上の相談に応じて関係行政機関と連携を保ちながら助言指導を行い、生活の改善及び向上を図ります。

② 救済

ドメスティック・バイオレンス（DV）（※3）を初め、様々な人権相談に対する庁内の相談支援体制の充実を図ります。

（※3）一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振られる暴力をいう。

③ 自立支援

自立支援については、各種福祉施策を活用するほか、教育に関連した補助及び貸付制度の活用を図ります。

(4) その他

① 人権保育の推進

子育てに支援が必要な家庭及び地域の実情を十分に把握し、保護者の理解と自覚を高めつつ、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意します。また、乳幼児の健全な成長と発達を目指し、

児童虐待やDVの早期発見と防止を図るとともに、保護者の就労を支援する保育を推進します。

② 生活環境の改善

整備未了の事業については、地元と調整を行いながら、事業の必要性を明確にした上で、対策を講じていきます。

③ 産業支援

ア 農業の支援

本市農業の体質強化を図るため、農地の集積と中核的担い手農家の育成を行うとともに、国・県の助成を受けて農業資本の整備を支援します。

イ 中小企業の育成

中小企業者については、引き続き熊谷市中小企業振興条例に基づき育成・振興を行っていきます。

④ インターネット上の人権侵害情報への対応

インターネット上において同和地区の地名や、差別や偏見を助長するような書

き込み等を確認した際には、国（法務局）と連携して適切に対処します。また、インターネットの特性上、本市に限らず全国的な問題であることから、差別行為の防止に向けた有効な法規制を講じるよう県等と連携を図りながら国に働きかけていきます。

⑤ 運動団体との協力体制

同和行政を初め人権施策の実施に当たっては、運動団体との連携は不可欠であり、今後も運動団体との協力関係を維持します。対応に当たっては、「運動団体対応基準 2007（平成 19）年 6 月施行）」に基づき、本市が主体性、公平性、透明性を確保しながら対応します。

⑥ 意識調査の実施

同和教育・啓発の推進に資するため、小学生、中学生、成人、高校生のローテーションで調査対象を変えながら、毎年実施してきた「人権に関する意識調査」を継続します。

⑦ 事業の計画策定・実績報告

年度ごとに同和施策に関する事業の計画を策定するとともに、事業実績の報告書を作成し、将来に向けた施策の展開を図ります。

V 推進体制

1 審議機関

執行機関の附属機関である熊谷市同和対策審議会において、同和対策について専門的に協議していきます。

2 庁内組織

熊谷市人権施策推進委員会を中心に、全庁的に人権問題全般にわたる施策を推進していきます。

3 広域組織

熊谷市及び寄居町で構成する大里郡市同和対策推進協議会において、同和問題を解決するための調査・研究を行います。

4 基本方針の見直し

この基本方針は、関係法令等の施行・改正や社会情勢に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

熊谷市同和行政基本方針

平成17年10月	1日	策定	
平成18年	3月	1日	改正
平成19年	3月	1日	改正
平成25年	4月	1日	改正
令和	5年	3月31日	改正